

## 別記様式（第5条関係）

（表面）

第 号
<b>大阪市廃棄物減量等推進員証</b>
次の者は、大阪市廃棄物減量等推進員であることを証明する。
氏名 ○○ ○○
委嘱期間 発行日から 年 月 日まで
 年 月 日発行
大阪市長 ○○ ○○ 印

（裏面）

<b>注意事項</b>
1 廃棄物減量等推進員として活動を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを掲示しなければならない。
2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4 この証票は、任命期間が満了したとき、その他廃棄物減量等推進員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返送しなければならない。
<b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）</b>
第5条の8
市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。
2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。
（この身分証に関することは、大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課 06-6630-3259 もしくは各環境事業センターへお問い合わせください）

### ○サイズ

タテ 5.5 cm × ヨコ 9.1 cm（大阪市職員証のサイズとする）